

佐潟ボランティア解説員設置要綱

(目的)

第1条 佐潟を通して市民の自然保護に対する理解を深めるとともに、佐潟水鳥・湿地センター（以下「センター」という。）の適切な活用を図ることを目的として、佐潟ボランティア解説員（以下「解説員」という。）を置く。

(定義)

第2条 本要綱にいう解説員とは、前条に掲げる目的を理解し、自発的に協力しようとする者で、市長の登録を受けて次条に定める活動を行う者をいう。

(解説員の活動)

第3条 解説員は、センター来館者及び佐潟来訪者に佐潟の自然解説を行うものとする。ただし、自然解説活動が行われない場合においては、野鳥や植物または佐潟周辺の環境状況の変化等について観察活動を行うものとする。

2 前項に定める活動は、1日1回とする。

(活動の日時)

第4条 活動日は、年末年始を除く土曜日、日曜日及び祝日とする。

2 活動時間は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 早朝の部は、午前7時から午前9時までとする。ただし、11月から2月までの土曜日、日曜日に限る。

(2) 午前の部は、午前9時30分から午前11時30分までとする。

(3) 午後の部は、午後1時30分から午後3時30分までとする。

(活動の場所)

第5条 解説員は、センターを拠点として佐潟で活動するものとする。

(活動の要件)

第6条 解説員は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 市が実施する、佐潟ボランティア解説員養成講座を修了している者

(2) その他、市長が適当と認める者

(登録の申請)

第7条 解説員として登録を申請しようとする者は、佐潟ボランティア解説員登録申請書（別記様式第1号）を、市長に提出するものとする。

(登録及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、第6条に規定する解説員の要件について審査し、適当であると認めるときは、解説員として登録する。

2 市長は、前項に定める登録を行った場合は、速やかに申請者に通知するものとする。

(市の役割)

第9条 市は、解説員の活動を支援するため、必要な情報の提供、便宜の供与等を行うものとする。

(報償費の支払い)

第10条 市長は、第3条に規定する活動を行った解説員に対し、予算の範囲内で1回につき2,000円の報償費を支払うものとする。

(登録の抹消)

第11条 解説員が、次のいずれかに該当する場合、市長は登録を抹消することができる。

(1) 目的に反する行為をするなど、解説員としてふさわしくないと認められたとき。

(2) 本人から辞退の申し出があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

佐潟ボランティア解説員登録申請書

新潟市長様

年 月 日

氏名 印

1 氏名・住所・履歴等

(フリガナ) 氏 名	
住 所	〒
電 話 ファックス	
自然活動関係 の資格又は会 員となってい る団体名等	あり・なし

2 希望するボランティア解説

<input type="checkbox"/> 野鳥解説	<input type="checkbox"/> 植物解説	<input type="checkbox"/> 野鳥・植物解説	<input type="checkbox"/> 佐潟自然全般
-------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

3 実費費用振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	店
口座名義人	口座番号	普通 当座